

判例研究

一、会社法四三三條二項三号の「請求者」には、請求者と一体的に事業を営んでいる親会社が含まれるとされた事例

〔商法四九〇〕

二、会社法四三三條二項三号所定の「競争関係」には、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合も含むとされた事例

東京地裁平成一九年九月二〇日判決
平成一九年(ワ)第一七二四九号
会計帳簿の閲覧・謄写請求事件
判例時報一九八五号一四〇頁

〔判示事項〕

一、会社法四三三條二項三号所定の「請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業」を営む場合とは、単に請求者の事業と相手方会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者（完全子会社）がその親会社と一体的に事業を営んでいると評価することができる

ような場合には、当該事業が相手方会社の業務と競争関係にあるときも含むものと解するのが相当である。
二、会社法四三三條二項三号所定の「競争関係」とは、現に競争関係にある場合のほか、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合をも含むものと解するのが相当である。

〔参照条文〕

会社法四三三条

〔事 実〕

原告 X (楽天インベストメント) は、有価証券の保有及び運用等を目的とする株式会社であり、訴外 A (楽天) の完全子会社である。被告 Y (TBS) は、放送法による一般放送事業及びその他の放送事業等を目的とする株式会社である。

A は平成一七年八月から子会社 X を通じて Y 会社株式を取得し始め、同年一〇月一三日に、Y に対して業務提携の提案を行ったが、業務提携は進展しなかった。X は、平成一九年六月二八日に開催する予定の Y 会社第八〇期定時株主総会において、発行済株式数の一〇〇分の三以上に当たる二九万九〇一二個の議決権を有する株主であり、その出資比率は一五・七％である。

ところで、Y の平成一八年三月期有価証券報告書及び、平成一九年三月期決算短信には、Y が平成一八年度三月期及び平成一九年度三月期の事業年度において投資有価証券取得のため、合計九二五億八六〇〇万円 (平成一八年三月期のみで六〇一億一三〇〇万円) を支出したことが記載されている。なお、Y の平成一五年三月期ないし平成一七年

三月期の三事業年度における投資有価証券の合計額は一七億六五〇〇万円であった。

そこで、X は、平成一九年五月二二日、Y において安定株主工作としてどのような行為が行われ、どの程度会社財産が流出したかという事実を知ることが、平成一九年六月二八日に行われる Y 会社第八〇期定時株主総会において議決権を行使する上で、また株式取得に関する Y 会社取締役の損害賠償責任の有無を検討し、責任が存在する場合における株主としての権利行使の準備をする上で必要であるとして、Y に対し投資有価証券の明細を記載又は記録した帳簿のうち平成一五年三月期ないし同一九年三月期の五事業年度に関するものの閲覧及び謄写を請求した。

これに対して、Y は、① X は Y 提案に係る本定時総会の第二号議案 (取締役一五名選任の件) 及び第四号議案 (Y 会社株式にかかる買取提案への対応方針の改定の件) に対する反対を明確に表明しているから、請求書類の閲覧及び謄写の必要性はないこと、② Y の有価証券の取得、保有状況の主要部分は、Y の有価証券報告書により開示されており、X が議決権を行使するうえで請求書類の閲覧及び謄写は必要ないこと及び、③ X の完全親会社である A の営む事業が、Y が株式の相互保有の状態にある提携先を中心とす

るビジネス上の関係企業と共同で展開するビジネスと競争関係にあることを理由として請求書類の閲覧及び謄写を拒否する旨の回答を行った。

そして、本定時株主総会で、第四号議案「取締役一五名選任の件」及び第四号議案「当社株式にかかる買取提案への対応方針」の改定の件」を含む四つの議案が提出されたこともあり、Xは平成一九年六月六日、東京地裁に仮処分命令の申立てをした。

東京地裁平成一九年六月一日決定（平成一九年（ヨ）二〇〇八〇号、商事法務一八〇三号（平成一九年）三二頁。なお、仮処分申立ての判例研究として、藤原俊雄「会計帳簿等の閲覧謄写の仮処分の申立てにつき保全の必要性がないとされた事例」金融・商事判例一二七二号（平成一九年）六五頁がある）では、Xが実質的に競争関係にある事業を営むかについて、「請求者がその子会社又は親会社と一体的に事業を営んでいると評価できるような場合において、当該事業が相手方会社の業務と実質的に競争関係にあるときも含むもの」と解するのが相当である」と述べた上で、「Xは有価証券の保有及び運用等を、Aはインターネット・サービス事業を営む会社であるのに対し、Yは放送事業を営む会社であると一応認められるから、基本的に、X

及びAがXの事業と実質的に競争関係にある事業を営んでいるということはできない」と判断した。しかし、必要書類の閲覧等を仮処分によって求める保全の必要性があることの疎明がないとして申立てを却下した。

これに対して東京高裁平成一九年六月二七日決定（平成一九年（ラ）八七三号、商事法務一八〇四号（平成一九年）四二頁）では、Xが実質的に競争関係にある事業を営むかについて、原審同様の説明をし、さらに、競争関係については「現に競争関係にある場合のほか近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合も含む」と述べて、Aの事業目的に「放送法による各種放送事業及び放送関連技術の開発、制作、指導及び販売」を掲げており、Aの完全子会社である訴外B（楽天ティービー株式会社）は、「放送法によるテレビジョンその他一般放送事業」、「放送法による委託放送事業」及び「放送番組、録音、録画物および映画の制作ならびに販売」を事業目的としているところ、AはBを通じてCS放送を行っている点、A自らインターネット上で有料動画配信サービスである「楽天イーグルスTV」を運営している点などから、「Xは相手方の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又は近い将来において相手方と競争関係に立つ蓋然性が高い者に当たることが一応認

められる」として、申立てを却下した。

これによって、本案訴訟を提起したのが本件である。本件は、Xが、①Y会社取締役の違法行為差止請求権、責任追及の訴えの提起請求等の監督は正権の行使等又はその検討のため、②今後のY会社株主総会で株主としての権利を行使するために、会社法四三三条一項の請求権に基づき、平成一七年四月一日から現在までにおけるYが保有する投資有価証券の明細を記載又は記録した帳簿（本件書類）の閲覧、謄写（以下「閲覧等」という）を求めたのに対し、Yが、Xの当該請求は同条二項一号ないし三号所定の拒絶事由に該当するなどとして、これを争っている事案である。

〔判旨〕

請求棄却

四三三条一項一号の理由については閲覧の必要性を認め、同条二項三号については、「同項三号の趣旨は、競業者等が会計帳簿及び書類の閲覧等により会社の秘密を探り、これを自己の競業に利用し、又は他の競業者に知らせることを許すと、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがあるのと、このような危険を未然に防止することにあると解されるところ、そのようなおそれは、単に請求者の事業と相手

方会社の業務とが競争関係にある場合にとどまらず、請求者の親会社の事業が相手方会社の業務と競争関係にある場合にも生じ得るものである。また、旧商法においても、上記の点を考慮して、会計帳簿の閲覧等の拒絶事由として、閲覧等の請求者が会社と競業をする者であるときだけでなく、請求者が会社と「競業ヲ為ス者」のために当該会社の株式を有する者であるときをも規定しており（二九三条ノ七第二号）、親会社が競業社である場合の完全子会社もこれに当たると解されていた。そして、会社法は、旧商法が定めていた会計帳簿の閲覧等の拒絶事由の実質をほぼ維持して、改めて会計帳簿の閲覧等の拒絶事由を定めたものである。そうだとすると、請求者が相手方会社と競争関係にある会社の完全子会社であるような場合に、請求者自体が競争関係にある事業を営んでいないとして、会社法四三三条二項三号所定の拒絶事由に該当しないと解するのは、上記会社法の制定経緯に沿うものということはできない。

したがって、会社法四三三条二項三号所定の『請求者が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業』を営む場合とは、単に請求者の事業と相手方会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者（完全子会社）がその親会社と一体的に事業を営んでいると評価する

ことができるような場合には当該事業が相手方会社の業務と競争関係にあるときも含むものと解するのが相当である。

また、会社法四三三条二項三号の趣旨が上記のとおりであることからすれば、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い者からの請求も相手方会社に甚大な被害を生じさせるおそれがある点では、現に競争関係にある者からの請求と実質的に変わるところはない。そうだとすると、会社法四三三条二項三号所定の「競争関係」とは、現に競争関係にある場合のほか、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合をも含むものと解するのが相当である。」

〔研究〕

結論に賛成、理由には疑問がある。

一 本件は、インターネット上のコンテンツ提供を主たる業務とするAの完全子会社である投資会社Xが取得を進めていたテレビ放送を主たる業務とするYに対して、会計帳簿閲覧請求をしたところ拒否されたという事案である。

本件の争点は、①会社法四三三条二項一号の当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったときに該当するか否か、②同二号の請求者が請求の相手方である株式会社の業務の遂行を妨げ、株

主の共同の利益を害する目的で行ったときに該当するか否か及び、③同三号の請求者が相手方会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者であるときに該当するか否かの三点である（なお、仮処分命令の申立においては、本件の争点に加えて、会社法四三三条一項の閲覧等が必要な範囲についてと保全の必要性の有無が検討されている）。

この中で、本判決が検討しているのは、①と③だけであるので、以下ではこの二点について検討したい。

二 まず、会社法四三三条二項一号の「当該請求を行う株主がその権利の確保又は行使に関する調査以外の目的で請求を行ったとき」に該当するか否かについてであるが、同様の規定は、平成一七年改正前商法二九三条ノ七第一号にも存在しており、文言の変更もほとんどされていない。そして、会社法立法立案者による解説においても、その内容は実質的に同一であると説明するのであるから（相澤哲編著『一問一答 新・会社法』（商事法務・平成一七年）一五四頁）、平成一七年改正前商法二九三条ノ七第一号の検討を要する。平成一七年改正前商法二九三条ノ七第一号の趣旨は、株主の権利の行使に関する一般の原理を特に閲覧

請求権について宣明したものであると解されており、二号以下は本号の原理の具体的、細目的適用であるという関係にたつものと解されている(和座一清・新注会(九)二九三条ノ七注釈三(有斐閣・昭和六三年))。

同号前段の事由に該当する場合は、株主たる権利の確保もしくは行使に関し調査をなすためでなく請求したときとされる(和座一清・前掲新注会(九)二九三条ノ七注釈三)。具体的には、株主たる資格を離れ、純個人的な利益のために閲覧請求をする場合などであるが、本件では、Xは、取締役の違法行為差止請求権、責任追及の訴えの提起請求等の監督是正権の行使及びその検討のためと主張しており、その主張の合理性は裁判所も一貫して認めるところである。なお、会計帳簿閲覧請求権を自益権と解して純個人的利益追及のためであっても権利行使できると解するか、それとも、共益権であると解して、純個人的利益追求はできないと解するかについては、古くから議論のあったところである(理論状況を説明するものとして、和座一清・前掲新注会(九)二九三条ノ七注釈三、正井章彦「株主の帳簿閲覧請求権の行使をめぐる問題点」判例タイムズ九一七号(平成八年)一六六頁、高橋公忠「会計帳簿閲覧権の濫用と請求拒否事由」九州産業大学商経論叢三八巻四号(平成一〇年)

九七頁、松下大輔「株主の会計帳簿閲覧請求権の課題」日本大学大学院研究年報三一号(平成一三年)三〇二頁、藤田祥子「帳簿閲覧権について―最高裁判平成一六年七月一日判決を契機として―」拓殖大学経営管理研究七五号(平成一七年)二五頁)。主に、共益権、自益権の区別をしない立場からの肯定説、閲覧請求権を共益権とする立場からの否定説、閲覧請求権を共益権とする立場からの肯定説などが対立しているが、本件に限って考えれば、原告は共益権に属する理由を主張しているのであるから、この点は問題とならず、判旨でもこの検討はなされていない。

しかし、この点については、本稿の最後に触れる問題の前提に必要なので私見を述べておきたい。会計帳簿閲覧請求権は、株主が会社から経済的利益を受ける権利ではないため、共益権に属することになる。これに対して、株主は第一義的には自らの利益のために出資しており、共益権の行使においても自らの利益のために行使している点を考慮すると、共益権に属する権利であっても、個人的利益のための行使も可能であるように考えられる。しかし、このような権利行使を無制限に認めては、会社の企業秘密が流出するなどの被害が予想され、会社全体の利益を著しく害することは言うまでもない。このため、共益権については一

定の制限がかかることには合理的な理由があると考ええる。

三 次に、会社法四三三条二項三号の「請求者が当該株式会社
の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに
従事するものであるとき」に該当するか否かについて
検討したい。

会社法四三三条二項の規定は、平成一七年改正前商法二
九三条ノ七を現代語化した表記に改めたもので、その内容
は実質的に同一であると説明される(相澤・前掲一五四頁)。
このため、会社法四三三条二項三号を検討する上で、平成
一七年改正前商法二九三条ノ七第二号に関する解釈論的問
題のうち、本件に関係するものを確認する必要がある。

平成一七年改正前商法二九三条ノ七第二号の趣旨は、株
主の会計帳簿・書類の閲覧により会社企業の秘密を探り、
これを自己の競争に利用しまた他の競争者に知らせること
を許せば、会社の利益を害することになるため、これを未
然に防止するためにおかれたものとされる(和座・前掲新
注会(九)二九三条ノ七注釈三)。

本号に関する伝統的問題の一つ目は、同二号には拒否事
由が列挙されているが、これに加えて、請求株主が閲覧等
によって取得した会社の情報を実質的に競争関係のある事

業に利用しようとする主観的意図が必要か否かという問題
が挙げられる(和座・前掲新注会(九)二九三条ノ七注釈三、
江川孝雄「会計帳簿閲覧権と競争会社について」山梨学院
大学論集三八号(平成九年)二六頁、高橋・前掲一〇四頁、
藤原俊雄「株主の帳簿閲覧権の問題点」判例タイムズ一一
七九号(平成一七年)一一一頁)。この問題については、

会社法においても明確に規定していないため同様の解釈論
の問題が残る(水島治「純粹持株会社における『実質的競
争関係にある事業』——純粹持株会社と会計帳簿閲覧権——
立命館法学二〇〇七年五号(通号三一五号)(平成一九年)
一八七頁)。この点について、通説は主観的要件不要説に
立つ。その理由としては、文理上もそのように読めること、
主観的要件の挙証が困難なことがあげられる。これ対して
主観的要件必要説は、権利の不当な行使を許さないという
のが趣旨であるという理由から、被請求者を害する意図が
必要であると考ええる。さらに、主観的意図推定説は、会社
は拒否事由につき、客観的事実の存在を立証すれば足りる
が、株主が主観的意図の不存在を立証すれば閲覧権を行使
できると考える。

この問題については、通説である主観的要件不要説以外
を採用すれば、結論が異なる可能性があるが、本件では通

説判例 (名古屋高裁平成八年二月七日決定、判例タイムズ九三八号二二一頁。なお、判例評釈として、森光雄「競業会社である株主による会計帳簿閲覧謄写請求」松坂大学松坂政経研究一八巻一号(平成一二年)九三頁がある)である主観的要件不要説を前提としているようであり、この点については争われていない。なお、この論点についてあえて私見を述べるとすると、主観的意図不要説が妥当であると考える。すなわち、会計帳簿閲覧請求によって得た情報は、請求時点で営業上の秘密を探り、自らの競業に利用するなどの目的がなかったとしても、その後情報がどのように取り扱われるかについての保証はない。このため、主観的意図の有無で閲覧を許可するのではなく、むしろ閲覧できる範囲を限定するなどの方策のほうが正しいように思われるからである。

また、二つ目の問題として、以前から、平成一七年改正前商法二九三条ノ七第二号の規定する「競業」の概念を、平成一七年改正前商法二六四条一項の規定する「会社ノ営業ノ部類ニ属スル取引」とパラレルに捉える見解(類似説)と、競業避止義務の場合には競業の概念を拡張して考えても取締役に対する監督強化につながる場合には、株主利益を高めることなるのに対して、株主の閲覧謄写請求権の

場合には競業の概念を拡張すると取締役に対する監督を弱めることになるから、競業の概念を同一と捉える必要はないとする異質説との対立があった(水島・前掲一九一頁以下)。この点についても、会社法立法立案者による解説では、その内容は実質的に同一であると説明している(相澤・前掲一五四頁)ことから、この問題についても解釈論的問題が残っていると思われる、異質説を採れば、会計帳簿閲覧請求における競業の概念は、競業避止義務の競業の概念よりも狭く解すべきということになりそうである。しかし、異質説をとる場合、会計帳簿閲覧請求権の概念をどの程度狭く解するのかについて明確でないという問題が存在する。また、競業避止義務も会計帳簿閲覧請求の拒否事由に関する規定も会社の情報流出防止の規定である点を考慮すると、類似説の方が説得的である(水島・前掲一九二頁)。

次に、会社法四三三条二項三号の「請求者」に請求者と一体的に事業を営んでいる親会社を含むかについて検討したい。平成一七年改正前商法二九三条ノ七第二号の第三段では、「株主ガ……会社ト競業ヲ為ス者ノ為其会社ノ株式ヲ有スル者ナルトキ」と定めている部分の解釈について、「親会社が競業者であり、その子会社が当該会社の株式を

有する場合、子会社が親会社の完全な支配に服しているかぎり、これに該当するものと解される」(大隅健一郎・今井宏『新版会社法論中巻Ⅱ』(有斐閣・昭和五八年)四九八頁)という見解もあつた。

判旨においても、「同項三号の趣旨は、競業者等が会計帳簿及び書類の閲覧等により会社の秘密を探り、これを自己の競業に利用し、又は他の競業者に知らせることを許すと、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがあるので、このような危険を未然に防止することにあると解される」ところ、そのようなおそれは、単に請求者の事業と相手方会社の業務とが競争関係にある場合にとどまらず、請求者の親会社の事業が相手方会社の業務と競争関係にある場合にも生じ得るものである……会社法は、旧商法が定めていた会計帳簿の閲覧等の拒絶事由の実質をほぼ維持して、改めて会計帳簿の閲覧等の拒絶事由を定めたものである……したがって……単に請求者の事業と相手方会社の業務とが競争関係にある場合に限るものではなく、請求者(完全子会社)がその親会社と一体的に事業を営んでいると評価することができるような場合には当該事業が相手方会社の業務と競争関係にあるときも含むものと解するのが相当である」と述べている。

このような理論構成には概ね賛同できるが、問題がないわけではない。平成一七年改正前商法二九三条ノ七第二号の規定する「競業」の基準とは、被請求会社の行う市場(事業)が基準であり、被請求者の市場(事業)と請求会社の市場(事業)が競合するか否かが問題となる(水島・前掲二〇八頁。なお、水島博士は同論文で「市場」という言葉を使っておられるので、併記することとした)。このため、請求会社が大規模な会社であり、複数の事業を展開する子会社を持つ程、閲覧請求が拒否される可能性が高くなる。もちろん、親子関係がある場合には、閲覧請求によって得た情報をグループ内で共有することも考えられるから、閲覧権行使は制限されるのが妥当であるが、閲覧権の実効性確保という観点からは問題であろう。

また、判旨では、拒否の理由として、自己の競業に利用し、又は他の競業者に知らせることを許すと、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがある旨をあげているが、本件で請求している情報は競業に利用できる種類のものではないのではないかという疑問がある。

本件の閲覧請求は、AがXを通じてYの株式を取得したところ、Yが他社株式の大量取得及び次期株主総会に買収防衛策等の導入を行ったという事情があり、Xが閲覧請求

した書類も、前述のとおり投資有価証券の明細を記載又は記録した帳簿であり、この権利行使によって得られた情報が競合している事業に使用される蓋然性は極めて低いのではないかと思われる（少なくともテレビ放送等に関する情報ではない。但し、閲覧の範囲について一度許可すると、その範囲に制限がないとする非限定説に立てば濫用の危険は残る）。このような場合までも、たまたま事業内容に競合する部分があったことを理由に、閲覧等を一律に拒否するのは問題であるという指摘もある（中東正文「会計帳簿閲覧等の拒絶事由は、拒絶の自由を認めるものか？」金融・商事判例一二七六号（平成一九年）一頁）。

また、本判旨の述べる「一体的」の評価についても、疑問が残る。平成一七年改正前商法においては、商法二九三条ノ七に列挙された拒否事由を限定列挙であると解しており、（大森忠夫他編「和座一清執筆」『注釈会社法（六）』（有斐閣・昭和五五年）三九〇頁、田中誠二「山村忠平『コンメンタール会社法（五全訂）』（勁草書房・平成六年）一一九五頁、中東正文「株主の会計帳簿閲覧請求と競業会社」判例タイムズ九四八号（平成九年）一九九頁）、このような立場からは、「一体的」という非定型的な判断は為し得ない。この点をとらえて平成一七年改正前商法の解釈

と新会社法の解釈について、新法では文言上実質的な判断を求めている点で、規定の内容は変わったといわざるを得ないとする指摘もある（鳥山恭一「親会社グループに競業会社がある株主による帳簿等の閲覧・謄写請求」法学セミナー六三七号（平成二〇年）一一六頁）。

原則論に立ち返って考えてみると、会社法は会計帳簿の閲覧を原則認めており（会社法四三三条一項）、その例外事由を会社法四三三条二項に列挙しているに過ぎない。そして、閲覧の拒否するのは会社であることからすると、適切な権利行使でも友好的な株主の閲覧には応じるが、敵対的な株主の閲覧は拒否するというように、会社が恣意的な判断を行う危険性がある。この場合、閲覧を拒否された株主は、訴訟によらなければ権利行使できないということになると株主に過度の負担を強いることとなる。このため、会社法四三三条二項の拒否事由は依然として限定列挙と解するのが適切である。

ところで、会社法四三三条二項三号は、「実質的に競争関係にある事業を営み……」と規定しており、平成一七年改正前商法二九三ノ七第二号の規定に、「実質的に」という形容詞を付加することで、競争関係にあっても、実質的に競争関係にない会社については拒否できないというように、

その範囲を狭くしている。このため、閲覧拒否の濫用がより増加するということはなさそうであるが、「実質的に競争関係」にあるかどうかを判断するのが請求された会社であることからすると、このような非定型的な判断基準を法定として設けることには疑問を感じる。

ところで、この疑問をとりあえず差し置いて、「実質的」という部分について検討すると、競争関係があることのみで一律に認めるのではなく、閲覧等によって得られる情報についても判断に加味すべきとする主張がある（鳥山・前掲一六一六頁）。現行法上の解釈としては賛同できる。

次に、判旨では、「近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い者からの請求も相手方会社に甚大な被害を生じさせるおそれがある点では、現に競争関係にある者からの請求と実質的に変わるところはない」として、近い将来において競争関係に立つ蓋然性が高い場合も「競争関係」に含むとしている。この考え方は、東京地裁平成六年三月四日決定（資料版商事法務一二二二号一三四頁。なお、判例評釈として、近藤光男「会計帳簿閲覧請求権・謄写請求と競業会社」商事法務一三五六号（平成六年）二頁、藤原俊雄「帳簿閲覧権の考察」法経研究四三巻三号（平成六年）一四頁、秋坂朝則「競業を行う蓋然性が高い株主と帳簿閲覧

権」経理研究七五七号（平成七年）一四頁、江川・前掲三二頁、中東・前掲「株主の会計帳簿閲覧請求権と競業会社」判例タイムズ九四八号一九七頁がある）です。で言及されていた。

同事案は、放送法による一般放送事業を目的とする甲株式会社代表取締役でないし取締役であった乙（甲の株式一三・一％を所有）が、内紛から株式会社訴外丙事務所を設立し、同社代表取締役に就任した後、甲に対して帳簿及び書類の閲覧を求めた事案である。なお、丙事務所の目的は、甲と競合するが、丙事務所は設立以来まだ見るべき事業活動を行っていないというものである。

本決定要旨では、「同条二号は、競業者等が会計の帳簿及び書類の閲覧等により会社の秘密を探り、これを自己の競業に利用し、又は他の競業者に知らせることを許すと会社に甚大な被害を生じさせるおそれがあるので、このような危険を未然に防止するために置かれた規定であるが、競業者等が帳簿閲覧等請求権を濫用する事例としては、現に競業を行っている他の会社の関係者が企業秘密を入手するため帳簿閲覧等を求める場合のほか、会社（以下この項において『旧会社』という。）の経営に関わる者の間で対立が生じ、その一部が旧会社から去って競業を目的とする

新会社（以下この項において「新会社」という。）を設立し、その営業開始前に旧会社の企業秘密を入手するために帳簿閲覧等を求める場合を考えることができ、このような近い将来旧会社と競業を行う蓋然性の高い新会社の関係者からの請求は、現に競業を行う会社の関係者からの請求と比べた場合、会社に甚大な被害を生じさせるおそれがある点において実質的に変わるところはない。そうすると、同条同号の『会社ト競業ヲ為ス会社』には、現に競業を行う会社のみならず、近い将来競業を行う蓋然性が高い会社も含まれると解するのが相当である。

そして、右の競業を行う蓋然性については、新会社の目的として定款で定められ登記された事業内容と旧会社の行っている事業内容の異同、当該事業の形態と競業を行うことの難易、新会社設立の経緯、新会社の経営者等が旧会社又は当該事業の関係業界において占めていた地位と実績、その資金力その他の事情を総合して判断することが相当である。」と述べる。

確かに、東京地裁平成六年三月四日決定では、甲社から独立した乙によって会計帳簿閲覧請求がなされており、取得した情報を濫用される蓋然性は高いといえる。本件においても、テレビ放送等で現に競争関係にあり、かつ、両者

とも「インターネットと放送の融合」を指向しているとして、近い将来においてその競争関係はますます厳しくなる蓋然性が高いものと認められている。

しかし、東京地裁平成六年三月四日決定のように濫用が予想される場合とはかく、本件のような将来競争関係が厳しくなる蓋然性という程度で、閲覧権を規制してしまつてよいのかは疑問である。本争点については、会計帳簿閲覧行使の立場から、「競業を為す会社」に含めることは慎重にすべきではないかと思われる（「実質的」に競争関係にあるというためには、より踏み込んだ事実認定が必要であったのではないかとするものとして、上田純子「実質的競業株主による会計帳簿等の閲覧謄写請求権の行使」法政研究二〇〇三〇四号（平成二〇〇三年）一五七頁）。

とはいえ、平成一七年改正前商法二九三条ノ七第二号の解釈として、会計帳簿閲覧請求権を行使した者が得た情報は、第三者に流出する危険も否定できないことから、競業会社の範囲を広く解するとしていると考えられる点を考慮すると、結果的妥当性が実現されるかは別として、本争点も、そのような解釈とならざるを得ない。

また、東京地裁平成六年三月四日決定、本事案ともに、特に言及していないが、前述した「競業」の概念について、

類似説を前提に考えているとすれば、平成一七年改正前商法二六四条に定める「競業」とは、現に開業準備に着手していなくても、会社の営業の種類、状態、事業方針から判断して、新規事業の開始が合理的に予測される場合、ないしは事業開始することが相当程度確実になっていればかかる時点から取締役は競業避止義務を負うと解される（本間輝男・新注会（一）二六四条注釈四（平成五九年）、岸田雅雄「株主の会計帳簿閲覧請求に関する諸問題」代行リポーター一〇八号（平成六年）一八頁）のであるから、これと同様に考えることも可能と言える。

四 会計帳簿閲覧権は、昭和二五年改正でアメリカ法を模範として導入された経緯があるが（和座・前掲新注会（九）二九三条ノ六注釈二、中東正文「GHQ相手の健闘の成果―昭和二五年・二六年の改正―」浜田道代編『日本会社立法の歴史的展開』（商事法務研究会・平成一年）二五七頁以下、正井・前掲一六四頁、藤田・前掲三七頁以下）、この制度の目的は、株主の監督権強化という意味から望ましいものと言える。しかし、アメリカ法ではコモン・ロー上の権利に由来することから（Albee v. Lawson & Hubbard Corp., 320 Mass. 421, 69 N.E.2d 811 (1946), Clark,

CORPORATE LAW, 97 (1986), EISENBERG, CORPORATIONS AND OTHER BUSINESS ORGANIZATIONS, 260 (9th ed. 2005))、裁判所が閲覧の範囲を決定するなどの柔軟な運用が可能であるのに対し、わが国ではそのような法規定となっていない（神田秀樹「会計帳簿等の閲覧権」ジュリスト一〇二七号（平成五年）二五頁。なお、神田教授は衡平法上の権利であると述べている。諸外国の帳簿閲覧権を概括したものとして、正井・前掲一六四頁。沿革については、松下・前掲二九八頁。その他、アメリカ法と日本法を比較検討するものとして、久保田光昭「帳簿・書類閲覧権について（一）」上智法学論集三二卷二・三号一九九頁（平成元年）、同「帳簿・書類閲覧権について（二）」上智法学論集三三卷一・号一五一頁（平成二年）（未完）、森淳二郎「株主の帳簿閲覧請求権」企業会計四五卷六号（平成五年）四一頁、木俣由美「適切な経営監視のための株主の情報収集権」産大法学三八卷一（平成一六年）一頁）。このため、閲覧ができるか否かという決断を迫られることとなるため、会計帳簿閲覧請求権を行使した者が得た情報は、第三者に流出する危険も否定できないという観点から、拒否事由における「競業会社」について広く解してきたという経緯がある。このため、このような制度自体を合理的に運用する

ことが困難であるという指摘もある(神田・前掲二五頁)。現在の法規定によれば、本件については、本判決のように考えざるを得ない。しかし、本稿で指摘した問題点はいずれも制度自体が抱える矛盾に由来すると考えられるものが多い(森・前掲四三頁)。例えば、共益権に基づく権利であることを理由に、閲覧の範囲を限定するなどの検討ないし制度的改善が必要ではないかと思われる。

〔追記〕 本件に関する評釈としては本稿の他、上田純子「帳簿閲覧請求の拒否事由としての実質的競争関係の意義」ジュリスト増刊一三五四号(平成一九年度重要判例解説)(平成二〇年)一一三頁、弥永真生「会計帳簿資料閲覧の拒否事由—会社と株主及びその完全親会社が『実質的に競争関係にある』の意義」判例評論五九一号(平成二〇年)四三頁(判例時報一九九六号二〇五頁)、弥永真生「会計帳簿閲覧の拒絶事由としての『実質的な競争関係』—競争者の完全子会社が請求者の場合」ジュリスト一三五七号(平成二〇年)一六四頁がある。

長畑 周史